

第24節 危険物施設等災害応急対策計画

第1項 計画の主旨

災害が発生した場合、市内に存在する危険物施設、火薬類施設、ガス施設等において石油類（液化ガスを含む。）、火薬類、農薬、医薬品、放射性物質、工業用触媒等の物質の漏えい、火災、爆発が発生し、又は発生するおそれのあるため、二次災害を防止し又は軽減するための応急措置について、県計画に基づくもののほか、本計画による。

第2項 市等が実施する対策（消防対策部）

1 危険物製造所等施設

- (1) 危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者及び事故を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報する。
- (2) 市長は、緊急措置として製造所等の修理改造、移転及び使用停止並びに危険物の除去を命じ、必要があると認めるときは収去することができる。

2 火薬類保管施設

危険時に際して、火薬類の所有者、管理者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める措置をとるとともに警察官、消防吏員、消防団員、及び必要に応じ海上保安官に通報し、通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び知事に通報する。

3 ガス施設等

- (1) 危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長、警察官、消防職員及び必要に応じ海上保安官に通報する。
なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りのガス販売事業者等の協力を得る。
- (2) 災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。
 - ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）
 - イ 警戒区域を指定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）
 - ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限（同法第64条）
- (3) 災害応急対策
 - ア 発見、通報と住民の安全
市長、消防関係機関、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡し、速やかに危険区域の住民に周知し、住民等の生命の安全を図る。
 - イ ガス漏れの初期応急措置
ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともに

第3章 災害応急対策計画

にガスを遮断するため、バルブを締め切る等の処置によりガス噴出を停止させ、二次災害を防止する。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用する。

エ 火気規制，立入り規制

市長及び消防職員は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入り規制について、住民等に周知徹底させる。

オ 交通規制

警察官は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入り規制の実効をあげる。

カ 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に市長は、区域内住民等に避難すべき理由を周知させ、風向・土地の高低を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

4 資機材の配備（各担当部等）

防災関係機関は、災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の周知、避難、交通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備体制を解除する。

第3項 市が実施する対策

第3章 災害応急対策計画

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

第4項 市民や地域が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 計画の主旨

災害時に市民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、この計画により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策課）に提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所及び連絡者

オ その他参考となるべき事項

※ 緊急時派遣要請先電話番号

県 防災対策部 災害対策課（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）

059-224-2189

三重県防災行政無線

地上系無線電話

8-*651~653

衛星系無線電話

7-101-651~653

| | | |
|----------------|----------|--------------|
| 陸上自衛隊第33普通科連隊長 | 一般電話（久居） | 059-255-3133 |
| 三重県防災行政無線 | 地上系無線電話 | 8-841-**-11 |
| | 衛星系無線電話 | 7-841-11 |

資料編16-3 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(2) 防災派遣に引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行う。

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書)

この場合、市長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。

4 派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

市長は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、知事と連絡を密にし、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に対し災害派遣部隊の撤収要

請を行う。

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱については、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9-4に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策課）に連絡を行う。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印の設置を行い、上空より降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (5) 着陸場と市役所及びその他重要箇所と通信連絡を確保しておく。

2 ヘリポートの取扱について

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策課）にその概要（略図添付）を報告する。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

第3章 災害応急対策計画

- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電話等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラント等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

第27節 三重県防災ヘリコプター応援要請計画

第1項 計画の主旨

市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当し、市長が防災ヘリの活動を必要と判断したとき、知事に対して応援要請をする。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 当市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

※ 緊急時応援要請連絡先

| | | | |
|-------|-------------------------|---------|---------------|
| 災害対策課 | 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ） | TEL | 059-235-2558 |
| | | FAX | 059-235-2557 |
| | | 地上系無線電話 | 8-145-**-11 |
| 災害対策課 | 三重県防災行政無線 | 地上系無線電話 | 8-*-651～653 |
| | | 衛星系無線電話 | 7-101-651～653 |

資料編16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

第28節 災害義援金・義援物資の受入計画

第1項 計画の主旨

罹災設備その他に対する義援金品等の受入れ，保管輸送及び配分は，本計画による。

第2項 市が実施する対策（総務管理部，福祉医療対策部，産業物資対策部）

1 実施機関

災害義援金品等の受入れ，輸送及び配分は，三重県共同募金会，日本赤十字社三重県支部，三重県社会福祉協議会，県，市，その他各種団体が共同し，あるいは協力して行う。

2 受入れ

市内に大規模災害が発生した場合，市は関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するものを把握し，その内容のリスト及び送り先を県本部に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

3 義援物資の集積

実施機関は災害の規模及び災害発生の地域等に応じ，義援物資の集積場所を指定するなど，集積方法を定め物資を集積，引継ぐ。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については，本部において一括とりまとめ保管し，義援品等については，各関係機関において保管する。

5 配分，輸送

被災地域の状況，義援金品等の内容，数量等を検討し，速やかに被災者に届くよう，関係機関を通じ配分及び輸送する。

なお，災害義援金については，県に設置される三重県災害義援金配分委員会の決定に基づき各市町へ配分されるため，速やかに市独自の災害義援金配分委員会を設置し，市が独自に募集する義援金と併せ対象となる被災世帯に対し配分する。

6 費用

義援金品等の受入れ及び配分に要する労力等は，できるだけ無料奉仕とするが，輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第3項 市民が実施する対策

市民は，可能な範囲で災害義援金・義援物資による被災地及び被災者支援に協力するよう努める。

第29節 救助活動に関する計画

第1項 計画の主旨

大規模災害が発生した場合、救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

1 救助活動

- (1) 被災者の救出は、本部において迅速に実施するのを原則とする。ただし、市の機能では十分な救出活動が行えないときは、県、警察及び隣接市町村と緊密な連絡をとり、万全を期する。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする要救護者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して、適宜応援する。
- (3) 医療機関その他の関係機関が活動するまでの間、被災地に仮救護所を設置し、疾病者に対し応急処置を実施する。

2 応援要請

市の救助力が不足すると判断した場合には、知事に対して隣接市町、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の応援を求める。

- (1) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (2) 近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び協定書に記載のある応援隊に応援出動を要請する。
- (3) 傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、本市の消防力及び県内消防相互応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の受援出動を要請する。なお、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

3 資材の調達等

市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

4 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開，宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

5 惨事ストレス対策

救助活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 警察

警察は，市から救助活動の応援要請があった場合，又は，警察自身が必要と判断した場合には，速やかに救助活動を実施する。

2 自衛隊

自衛隊は，知事の災害派遣要請に基づき，救助活動等を実施する。

3 海上保安部

海上保安部は，災害等により発生した海難救助等を行う。

4 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行する。

第4項 市民や地域が実施する対策

大規模災害が発生した場合には，被害が広域において同時多発し，輸送路も麻痺しやすいことから，自衛隊，海上保安部，警察及び消防機関等の救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなるため，被災地の地域住民や自主防災組織，消防団等は，救助機関が到着するまでの間，可能な限りの初期救助活動と応急手当の実施に努め，救出した被災者を至近の医療機関等まで搬送する。